

獣医師の活動分野

- ・ 獣医師の活動分野は広く、小動物診療分野（ペット）、産業動物分野（家畜）、人の公衆衛生分野と多岐にわたる。
- ・ 産業動物分野には①産業動物の診療獣医師と②農林水産分野の公務員獣医師が存在。

○ 分野別獣医師の数 (単位：人)

		令和6年	割合 (%)	
活動 獣 医 師	産業動物診療	4,312	10.9	
	公務員	農林水産分野	3,117	7.9
		公衆衛生分野	5,053	12.7
		その他	463	1.2
	小動物診療	16,717	42.1	
	その他の分野	5,757	14.5	
	小計	35,419	89.3	
獣医事に従事しない者 (無職含む)		4,245	10.7	
合計		39,664	100	

① 産業動物獣医師 (約2割)

1) 産業動物診療獣医師

家畜の診療に従事



2) 農林水産分野公務員獣医師

公務員として家畜伝染病の予防やまん延防止に従事



② 公衆衛生分野公務員獣医師

公務員としてと畜場の食肉検査や動物の愛護・管理等に従事



③ 小動物診療

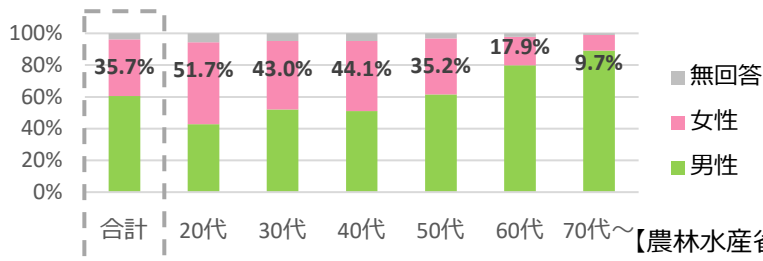
犬、猫等のペットの診療に従事



④ その他の分野

大学の教員、動物用・人体用医薬品の開発、海外技術協力などに従事

○ 参考) 年代別男女比



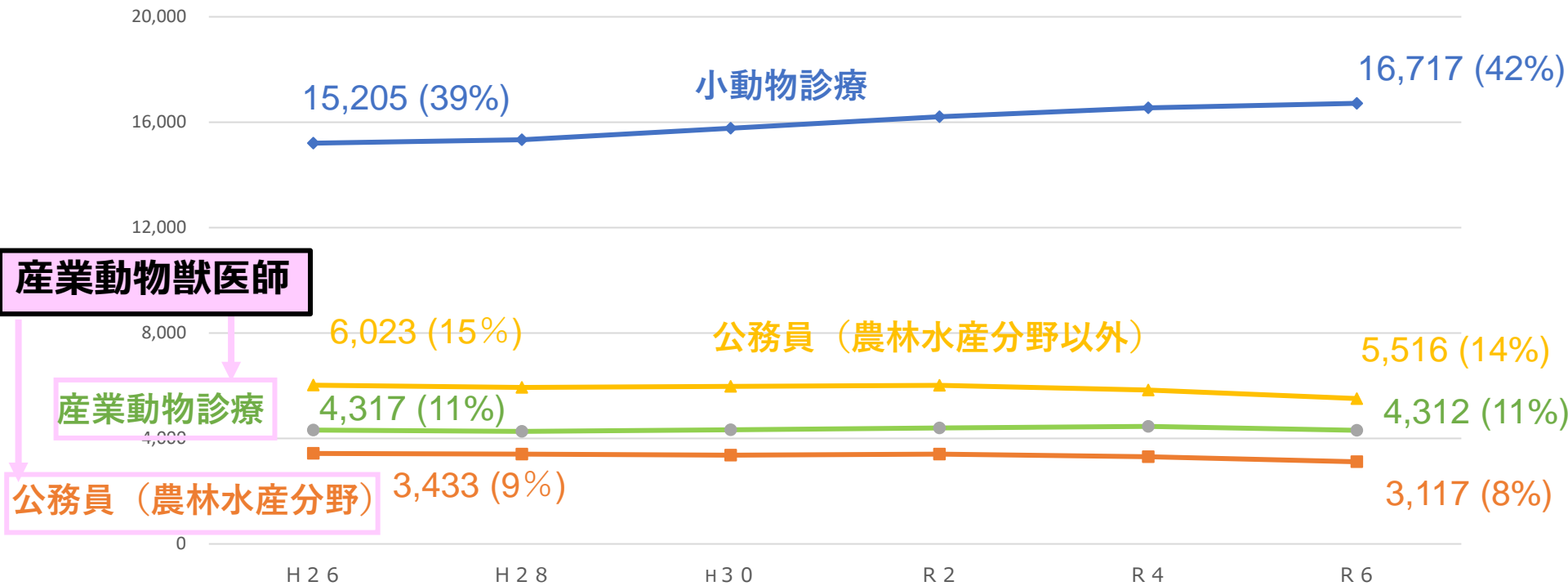
(参考) 愛玩動物看護師登録者数26,755名 (令和8年2月2日時点)

獣医師の活動分野の推移

過去10年間で、

- ・ 小動物診療獣医師の割合は増加傾向（平成26年：39%、令和6年：42%）
- ・ 産業動物獣医師の割合は横ばい（平成26年：11%、令和6年：11%）

（単位：人）



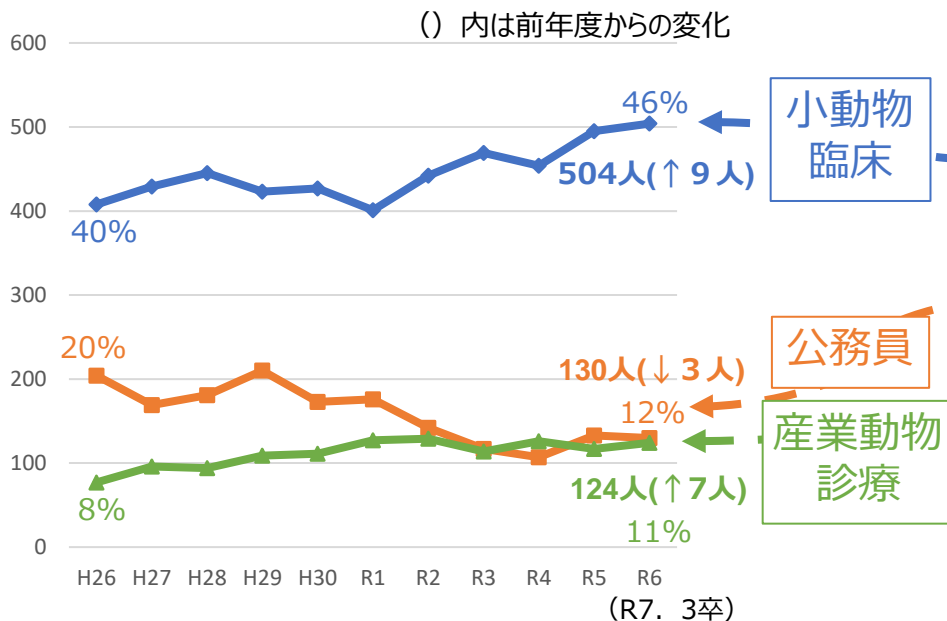
注：（）内は各年度の獣医師総数に占める割合（%）

【農林水産省調べ】

獣医師の推移(就職動向)

- 犬猫の頭数が減少か横ばいという傾向の中、近年、新卒獣医師は45%程度が小動物診療に就職。一方で近年の産業動物診療就業者は10%程度。社会から獣医師に求められる職域と就業の希望先には乖離がある。
- ⇒ 産業動物獣医師を志す獣医学生への修学資金や産業動物分野を知る機会となる臨床実習等の実施を支援する。

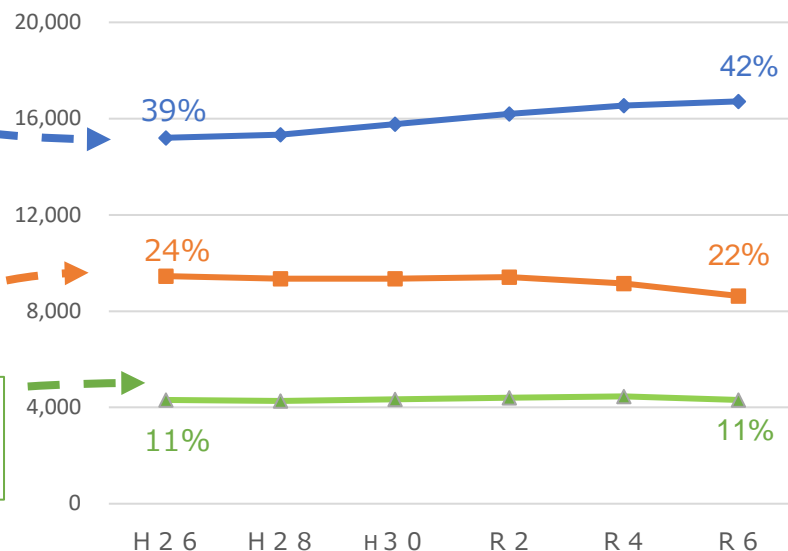
○ 獣医大学卒業者の就職状況の推移



【農林水産省調べ】

- 注：獣医大学卒業者には獣医師免許未取得者を含む
- 注：グラフ内記載の%は各年度の卒業生数に占める割合
- 注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

○ 分野別獣医師の数



【農林水産省調べ】

- 注：グラフ内記載の%は各年度の獣医師総数に占める割合
- 注：公務員には、農林水産分野、公衆衛生分野、その他の分野の公務員を含む

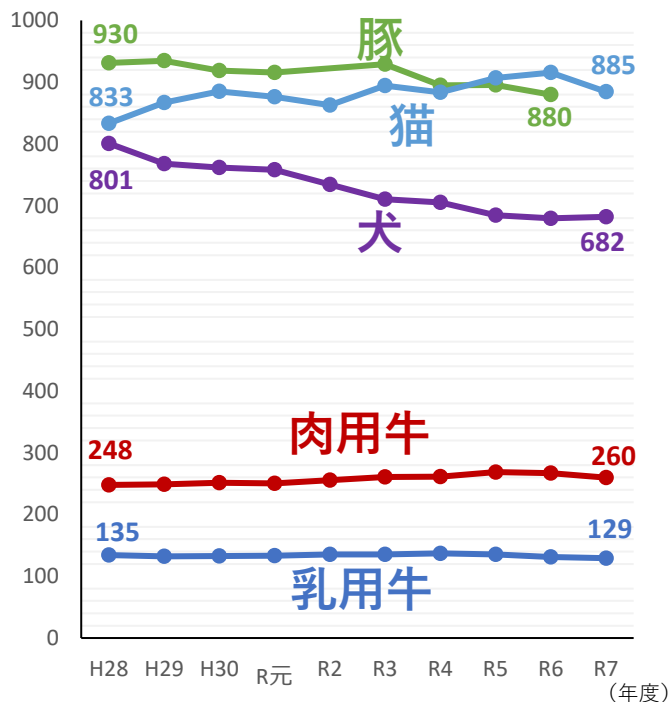
獣医学生等の就業を誘導する支援

- 産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生等に修学資金を給付する地域への支援を行う。
- 獣医学生に対する産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等への支援を行う。

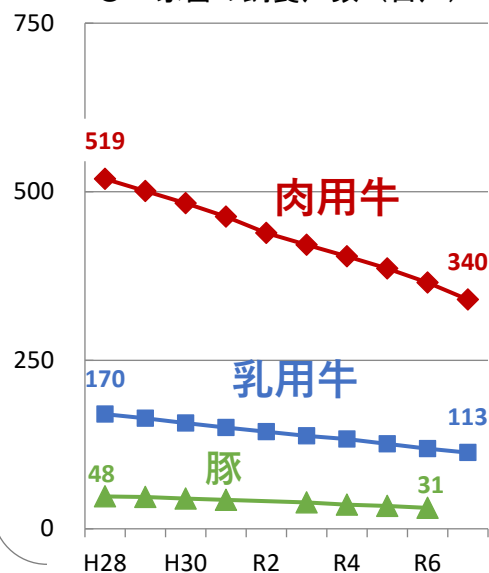
獣医療の対象となる動物や飼養者の状況

- ・ 家畜の頭数は横ばいか微減傾向だが、農家戸数は減少し大規模化が進展。
一般診療だけでなく衛生管理指導など獣医療へのニーズも変化。
 - ・ 犬猫の頭数は減少傾向か横ばいだが、平均寿命が延長、動物や飼養者の高齢化に伴いニーズが変化。
- ⇒ 家畜の遠隔診療や管理獣医療、高度獣医療に関する研修等を支援。

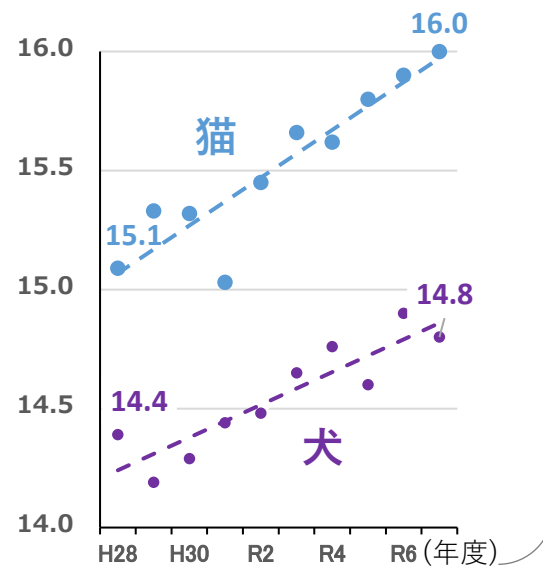
○ 飼育動物の飼養頭数（万頭）



○ 家畜の飼養戸数（百戸）



○ 一般家庭の犬猫の平均寿命（才）



【犬・猫の飼養頭数・平均寿命：ペットフード協会調べ】※令和3年度調査において推計方法を改定（改定した推計方法により平成25年度以降の推計頭数を再計算）

【家畜の飼養頭数・飼育戸数：農林水産省調べ】※各年2月1日。牛の飼養戸数において令和2年から統計手法が変更されている。平成27年及び令和2年は世界農林業センサスの調査年であるため豚に比較できるデータがない。

獣医師の技術向上などへの支援

- 情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを支援。
- 産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等の支援。

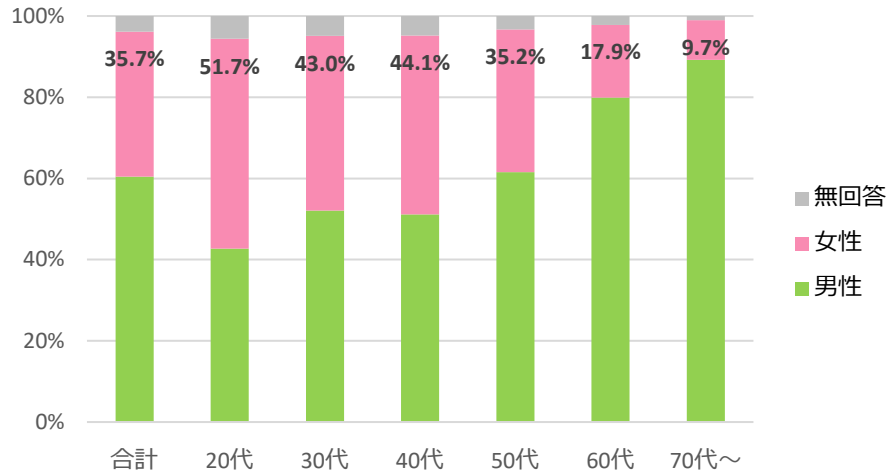
獣医師の女性比率

- ・ 4割弱が女性獣医師。年代が若いほど女性の割合が高く、20代は5割を超えている。
 - ・ 結婚や出産、子育てを理由に離職し、長期離職による技術力への不安等により再就職をためらう者も。
 - ・ 特に産業動物分野では、女性獣医師比率が低い。
- ⇒ 復職や女性獣医師が活躍できる職場環境の整備を支援が必要

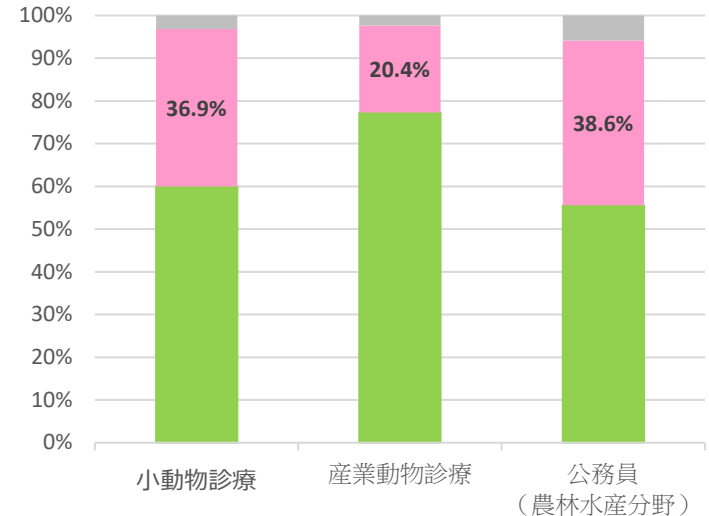
獣医事に従事する獣医師の男女比

【農林水産省調べ（R6年12月末現在）】

年代別男女比（全活動分野）



活動分野別男女比



女性獣医師等の産業動物分野への就業支援

- 女性獣医師等のスキルアップ
職場復帰・再就職に当たって、最新の知識の習得や技術の向上を図るための研修を支援
- 雇用者の理解醸成
女性獣医師等の就業に対する理解を醸成するための講習を支援

獣医療提供体制の整備のための基本方針と都道府県計画

- 安全で良質な畜産物を安定供給するため、国が基本方針を策定しつつ、都道府県が具体的な目標を策定するなどし、国・都道府県が連携して社会ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備。

基本方針（農林水産大臣）

公表

（現行基本方針令和2年5月）

- 産業動物獣医師（産業動物臨床獣医師及び都道府県の公務員獣医師）の確保
- 飼養衛生管理や防疫指導を実践する獣医師の養成
- 愛玩動物看護師との連携 等

国

都道府県計画（都道府県知事）

公表・報告

（45道府県：
令和7年5月時点）

基本方針に即して、具体的な目標を策定
（産業動物獣医師の確保に関する数値目標 等）

- ・ 都道府県における獣医療の実態把握
（家畜の飼養状況、産業動物獣医師数 等）
- ・ 生産者のニーズの把握 等

都道府県

国・都道府県が連携し獣医師や生産者等の
ニーズに応え得る獣医療を提供する体制を整備

産業動物獣医師の育成・確保等対策

令和8年度予算概算決定額：294百万円(273百万円)、令和7年度補正予算：28百万円

産業動物獣医師への就業を誘導する支援

- 1 産業動物獣医師への就業を志す、獣医学生※¹や地域枠入学者※²に修学資金を給付する地域への支援。修学資金は一定期間※³を産業動物獣医師として就業予定先で勤務することを条件とする。

※1 私立学生月額18万円(上限)・国公立学生月額10万円(上限)を給付

※2 獣医系大学が設定する、地域の産業動物獣医師に従事する意思を持った生徒の選抜枠により入学を許可された者
地域枠入学者には、大学入学時に納付する費用及び月額18万円(上限)を給付

※3 給付月額が5万円以下の場合には給付期間の5/4の期間(6年の場合7年6か月)、5万円を超え12万円以下の場合には給付期間の3/2の期間(6年の場合9年)、12万円を超える場合は給付期間の5/3の期間(6年の場合10年)

- 2 獣医学生への産業動物診療や家畜衛生行政についての臨床実習等の実施を支援。

獣医師の技術向上などへの支援

- 1 情報通信機器を用いた診療の試行的な導入などを支援。
- 2 産業動物分野における管理獣医師育成のための長期研修等、現場で必要とされている知識・技術向上のための卒後研修等の支援。
- 3 女性獣医師などの職場復帰・再就職・中途採用に向けたリスキリングのための研修及び雇用者などの理解醸成のための講習等を支援(獣医師及び雇用者等対象)。

(参考)家畜の遠隔診療(産業動物獣医療の効率化と技術継承)

- 離島等の地理的要因により、獣医師の頻繁な診療が困難な地域が存在。さらに、家畜診療所の統合等による往診距離の長距離化等を原因とし、診療効率の低い地域が発生(獣医師の勤務時間の約3割が移動)。
- ⇒ 農林水産省では、家畜の遠隔診療に関する考え方の通知の発出やモデル事業の支援を実施。

事例1:獣医師及び農家間

離島農家における子牛の下痢症の予後確認(脱水状況や糞尿の状態)をビデオ通話で実施、往診の可否を判断

脱水状況



農家が撮影

糞の性状



遠隔地の獣医師がビデオ通話で確認



獣医師

インターネット

事例2:獣医師間

農家が獣医師に動画を送付。若手獣医師がグループSNSでベテラン獣医師と同時共有・相談

- ⇒ 農家は早期の応急措置が可能。心理的不安が解消。
- ⇒ 獣医師は若手育成、組織的な知見集約が可能。



診療施設
獣医師

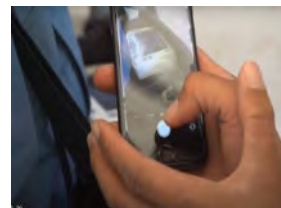


獣医師※



獣医師※ 農家

電子端末等で撮影



食料・農業・農村基本計画(令和7年4月11日閣議決定)より抜粋

診療効率の向上や産業動物獣医師の確保により地域の獣医療提供体制を整備する必要があり、デジタル技術を活用した遠隔診療を推進する

cf. 愛玩動物については「愛玩動物におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針(令和6年12月27日付け6消安第5557号)」を参照ください

(https://www.maff.go.jp/j/syoutan/tikusui/zyui/attach/pdf/pet_telehealth-1.pdf)

愛玩動物看護師の概要

- ・ 獣医療の内容が高度化かつ多様化
- ・ 健康管理やしつけの重要性
- ・ 動物を介在した福祉、教育等の諸活動への期待

愛玩動物に関する**獣医療の普及向上**及び
適正飼養に寄与するため、
愛玩動物看護師を国家資格化（令和元年6月）

愛玩動物看護師法の主な内容

独占業務
(獣医師を除く)

- 業務
 - ・ 獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の**診療の補助**
 - ・ 愛玩動物の**世話その他の看護**
 - ・ 愛玩動物の**愛護・適正な飼養に係る助言等**
- 対象動物：犬、猫、愛玩鳥（政令で定める種）
- 名称独占：
愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称の使用禁止
- 免許及び登録：国家試験に合格し、主務大臣の免許を受けなければならない。
- 試験の実施及び受験資格：試験を毎年一回以上実施すること及び受験資格の規定
※主務大臣：農林水産大臣及び環境大臣

愛玩動物看護師国家試験の結果

	第1回	第2回
試験日	令和5年2月19日	令和6年2月18日
受験者数	20,798人	6,797人
合格者数 (合格率)	18,481人 (88.9%)	4,666人 (68.6%)

	第3回	第4回
試験日	令和7年2月16日	令和8年2月15日
受験者数	5,736人	-
合格者数 (合格率)	5,048人 (88.0%)	-

愛玩動物看護師登録者数 26,755人（令和8年2月2日時点）

※試験及び登録に関する事務は（一財）動物看護師統一認定機構が実施。

愛玩動物看護師国家試験受験資格及び試験スケジュール

- ・愛玩動物看護師に必要な知識及び技能について、毎年1回以上国家試験を実施
- ・現職者等への特例として、指定講習会又は予備試験により国家試験の受験資格を付与

5～7月/10月

10月

2月

4月

1. 通常ルート

2. 既卒・在学者ルート

3. 現任者ルート

主務大臣指定講習会

愛玩動物看護師
国家試験予備試験

合格

愛玩動物看護師国家試験

合格

愛玩動物看護師資格（登録）

令和9年4月末までの特例措置

- 通常ルート：①大学で主務大臣が指定する科目を修めて卒業した者、
②基準を満たした養成所で、3年以上必要な知識・技能を習得した者、
③外国の関連学校を卒業等した者
(大学15校、専門学校70校(2025年9月時点))
- 既卒・在学者ルート：①法施行日以前に大学又は養成所で必要な知識・技能を履修し卒業等した者(既卒者)、②法施行日時点で大学又は養成所で修学中であり、法施行日以降に卒業等した者(在学者)
(大学11校、専門学校82校(2025年9月時点))
- 現任者ルート：愛玩動物看護師の業務(診療の補助を除く)に係る実務経験が5年以上の者等

愛玩動物看護師国家試験予備試験結果

	第1回	第2回	第3回	第4回
試験日	令和4年 11月6日	令和5年 10月1日	令和6年 10月6日	令和7年 10月5日
受験者数	9,841人	2,403人	1,671人	1,630人
合格者数 (合格率)	9,793人 (99.5%)	2,364人 (98.4%)	1,607人 (96.2%)	1,525人 (93.6%)

(参考) 獣医師法、獣医療法の概要

- ・ 獣医師法により、獣医師の免許や試験、業務等について規定。
- ・ 獣医療法により、診療施設の基準や獣医療提供体制の整備、広告の制限等について規定。

獣医師法（昭和24年法律第186号）

獣医師の任務等

獣医師は、飼育動物の診療、保健衛生の指導等により、動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、公衆衛生の向上に寄与

獣医師免許

- ・ 獣医師免許を受けるための要件・欠格要件
- ・ 獣医師名簿への登録、免許証の交付
- ・ 獣医師免許の取消及び業務の停止

獣医師国家試験

- ・ 試験の目的、受験資格、試験科目
- ・ 獣医師の臨床研修

獣医師の業務

- ・ 獣医師でない者の診療業務の禁止
- ・ 診療及び診断書等の交付の義務
- ・ 保健衛生指導、獣医師の届出の義務 等

獣医事審議会

- ・ 獣医事審議会の設置 等

罰則

獣医療法（平成4年法律第46号）

目的

飼育動物の診療施設の開設及び管理に必要な事項、獣医療を提供する体制の整備に必要な事項を定めることにより、適切な獣医療を提供

診療施設の構造・管理

- ・ 診療施設の開設の届出義務
- ・ 診療施設の構造設備基準
- ・ 診療施設の管理、管理者の遵守事項
- ・ 報告徴収、立入検査 等

獣医療提供体制の計画的な整備

- ・ 獣医療を提供する体制の整備を図るための基本方針の制定
- ・ 獣医療を提供する体制の整備を図るための都道府県計画の制定
- ・ 診療施設整備計画の認定、日本政策金融公庫からの資金の貸付け 等

広告の制限

- ・ 獣医師又は診療施設の業務に関する広告の制限

その他罰則等

牛トレーサビリティ制度について

○制度の目的

- ⇒ **BSEのまん延防止措置の的確な実施**
- ⇒ **牛の個体識別情報の提供の促進**



○制度の仕組みと担保措置

- ⇒ 牛の管理者は、牛が生まれたら**個体識別耳標を両耳に装着**
- ⇒ 管理者(農家等)やと畜者は、**出生・異動等を届出**
- ⇒ (独)家畜改良センターは、届け出られた牛の出生・異動等の情報を**データベース化(牛個体識別台帳)**
- ⇒ HP上で個体識別番号を入力すると**出生からと畜までの履歴等が検索可能**
- ⇒ 販売業者等は、牛肉等に個体識別番号を表示するとともにその取引を記録する帳簿の備え付けを実施
- ⇒ 制度の信頼確保のため、**立入検査やDNA鑑定等を実施**

個体識別番号を入力することにより、当該牛がいつ、どこで生まれ、育てられたかといった生産履歴情報を確認することができ、牛肉に対する信頼性の確保に寄与。



【個体情報】 2022年01月17日現在

個体識別番号	出生の年月日	雌雄の別	母牛の個体識別番号	種別
1000099999	2020.03.10	メス	1000088888	交雑種(肉専用種×乳用種)

【異動情報】

異動内容	異動年月日	飼養施設所在地		氏名または名称
		都道府県	市区町村	
1 出生	2020.03.10	A県	甲市	〇〇〇〇牧場
2 転出	2020.03.20	A県	甲市	〇〇〇〇牧場
3 搬入	2020.03.21	B県	乙町	□□家畜市場
4 取引	2020.03.21	B県	乙町	□□家畜市場
5 転入	2020.03.21	B県	丙町	△△△△
6 転出	2021.12.25	B県	丙町	△△△△
7 搬入	2021.12.25	B県	丁市	◇◇◇◇食肉卸売市場
8 と畜	2021.12.25	B県	丁市	◇◇◇◇食肉卸売市場

※上記の個体識別番号は実在しない個体識別番号となっています

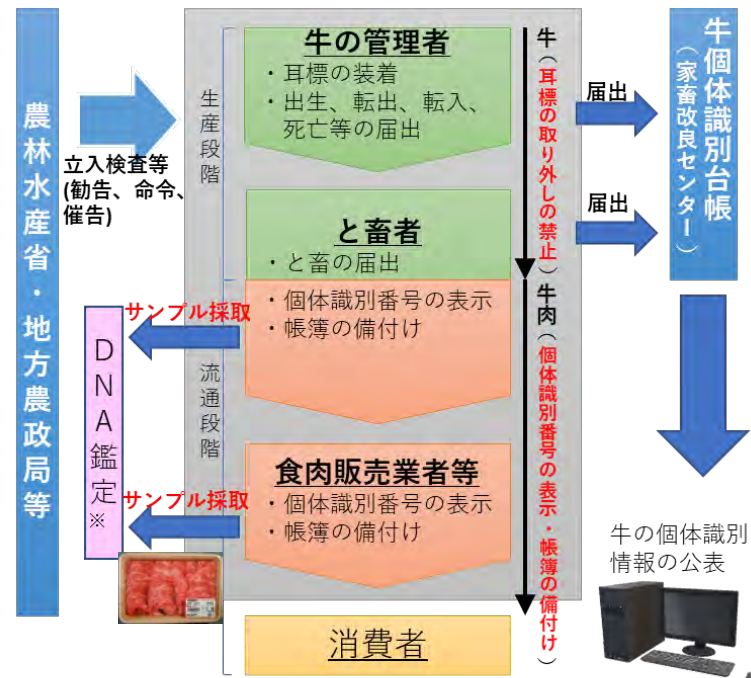
注：異動情報のうち飼養施設所在地の市区町村名及び氏名または名称は、と畜者、管理者等からの同意を受けて公表しています（同意がない場合は空欄となります）。

PCやスマホで検索
牛の個体識別情報検索サービス
<https://www.id.nlbc.go.jp/top.html>

牛の月齢確認システム

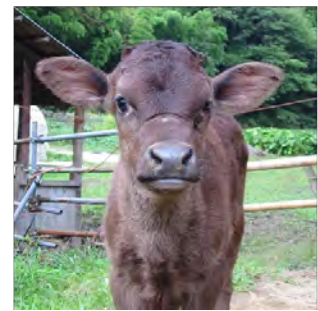
英語版検索サービスも提供、牛の月齢も確認できます！

制度の概要



※ と畜された牛の枝肉から採取したサンプルと、小売店で販売等されている牛肉から採取したサンプルとのDNA鑑定 (同一性) を実施

耳標装着前の子牛



耳標装着後の子牛



牛トレーサビリティ制度(生産段階)について

○生産段階における主な対象者

1. 管理者(約4.2万戸)

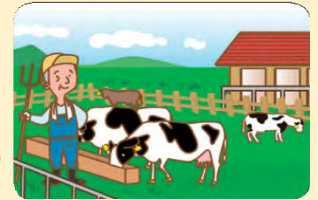
牛を飼養する農家(酪農・繁殖・肥育・預託等)のほか、公共牧場、共同育成センター及び繁殖センターの実質的に牛を管理する者が該当。

⇒ 牛の管理者は、①**出生・譲渡し等・譲受け等・死亡の届出**、②**耳標の装着**、③**耳標の取り外し等の禁止を遵守**する必要。

2. と畜者(約140か所)

牛をとさつ・解体して牛肉(枝肉)を他者に引き渡す工程を行う者。

⇒ と畜者は、とさつした牛の**届出**、とさつした牛から得られた特定牛肉^{注1}の**個体識別番号等の表示・伝達**及び引渡しに関する事項の**記録・保存(帳簿の備付け)**を行う必要。



<参考>流通段階における主な対象者

1. 販売業者(約3万店)

牛肉の販売を行う事業者。枝肉や部分肉を販売する卸売業者、精肉を販売する小売店・スーパーマーケットなどが該当(牛肉を原材料とした製品を製造加工し、その卸売を行う製造業者や弁当等を調理し、その小売を行う中食業者等は対象外)。

⇒ 販売業者は、特定牛肉の販売に関して、①**個体識別番号等の表示**、②**帳簿の備付け(仕入れ及び販売)**を行う必要。

2. 特定料理提供業者(約7千店)

主として焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキを提供している事業者が該当。「主として」かどうかは、当該営業施設における仕入れ又は販売額の過半を占めているかどうか等を基準として判断。料理の提供を主たる事業としていないバーやスナック、特定料理^{注2}が一部メニューに限られているファミリーレストランなどは対象外。

⇒ 特定料理提供業者は、特定料理の提供に関して、①**個体識別番号等の表示**、②**帳簿の備付け(仕入れ)**を行う必要。



注1: 特定牛肉とは、個体識別台帳に記録されている牛から得られる牛肉であって、卸売段階における枝肉や部分肉、小売段階における精肉が該当し、内臓や舌、ひき肉、部分肉の整形過程で生じた小間切れ、牛肉を原材料とする製造・加工品や調理品を除く。

注2: 特定料理とは、焼き肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き、ステーキである。